

『総合教育会議とは』

1 目 的

総合教育会議を設置することにより、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。

2 概要及び留意事項

(1) 会議の位置付けと構成員

- 会議は、地方公共団体の長及び教育委員会により構成される。また、会議の招集は、地方公共団体の長が行うが、教育委員会が会議の招集を求めることもできる。
- 地方公共団体の長及び教育委員会は、協議・調整し、合意した方針の下に、双方が所管する事務を執行する。
- 緊急の場合は、地方公共団体の長と教育長のみで総合教育会議を開くことも可能である。ただし、教育長に一任されている範囲を超える場合は、一旦態度を保留し、教育委員会において再検討の上、改めて地方公共団体の長と協議・調整が必要である。

(2) 会議における協議事項・調整事項

- 会議の主な協議事項・調整事項は、①大綱の策定に関する協議、②教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策<法第1条の4第1項第1号>についての協議、③児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急時に講ずべき措置<法第1条の4第1項第2号>についての協議並びに調整、が主である。

○また、地方公共団体の長又は教育委員会が、特に協議・調整が必要と判断したものについて協議・調整を行うものであり、教育委員会の所管する事務の重要事項の全てを対象とするものではない。なお、教科書採択、個別の教職員人事等、政治的中立性の高い事項については協議すべきではない。

○具体的な協議事項・調整事項として考えられる例は以下のとおりである。

<法第1条の4第1項第1号関係>

- ・学校等の施設の整備、教職員の定数等、教育条件の整備に関すること
- ・幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携に関すること
- ・青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒の対応、福祉部局と連携した放課後対策、子育て支援など、地方公共団体の長と教育委員会とで連携が必要な事項に関すること

<法第1条の4第1項第2号関係>

- ・いじめ問題により、児童、生徒等の自殺が発生した場合
- ・通学路で交通事故死が発生した後の再発防止策を検討する場合
- ・災害発生時や犯罪の多発等、緊急に支援体制の構築が必要な場合

(3) 協議・調整した結果の尊重義務

○総合教育会議で調整が行われた場合とは、地方公共団体の長及び教育委員会が合意した場合であり、合意のあった事項については、互いにその結果を尊重しなければならない。なお、調整のついていない事項については、双方がそれぞれに判断する。

(4) 会議の公開と議事録の作成及び公表

○会議は原則として公開する。但し、いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等の保護の必要がある場合や、次年度の新規事業に関する具体的な補助金額や対象の選定等、意思決定前に情報公開することで公益を害する恐れがある場合などはこの限りではない。また、議事録の作成と公表に努める。